

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和3年6月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和51年瀬戸市規  
則第19号）の一部を次のように改正する。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第9条第10号関係)

印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)瀬戸市長

窓口に来た方

住 所	
氏 名	

申請には印鑑登録証が必要です。

住 所			
フリガナ			
氏 名			
生年月日		必要 枚数	
登録番号			

受付窓口で本人確認を行っています。

本人確認書類をご用意ください。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の第 9 条第 1 0 号の規定による様式は、この規則による改正後の第 9 条第 1 0 号の規定による様式にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日までの間、なおこれを使用することができる。